

製品の安全対策に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 23 年 2 月

総務省行政評価局

前 書 き

平成 18 年に明らかになったガス瞬間湯沸器の不具合による一酸化炭素中毒死事故や家庭用シュレッダー事故等では、それまでに同様の事故が発生していることを知っていた製造事業者から行政機関に報告がなかったことから行政機関の対応に遅れが生じ、被害が拡大したとの指摘がなされた。

これを受け、国は平成 18 年に消費生活用製品安全法(昭和 48 年法律第 31 号)を改正し、消費生活用製品の製造・輸入事業者の責務として、製品事故に関する情報の収集、当該情報の一般消費者への提供、事故の発生原因に関する調査及び危害の発生・拡大の防止のための措置の実施を規定するとともに、製造・輸入事業者に対して、重大製品事故の主務大臣への報告を義務付けた。

重大製品事故は、上記報告制度が開始された平成 19 年 5 月 14 日から 22 年 3 月 31 日までの間に計 3,774 件報告されている。また、平成 21 年 3 月 31 日までに、製造・輸入事業者等により 103 製品の回収等が行われている。

さらに、国は、これまで産業振興に偏りがちであった行政を消費者目線に立ったものに転換するため、平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁及び消費者委員会を設置し、製品の安全対策を含め、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けての取組を進めているところである。

このように、製品の安全対策については、行政機関や製造・輸入事業者等による取組が進められているが、一方で、関係機関における製品事故の把握が遅い、事故の発生原因の究明に時間を要している、製品事故に関する消費者への情報提供が不十分である、事故製品の回収が進んでいないなどの問題が指摘されている。

この行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するため、消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、行政機関等における製品安全対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等	2
(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集	2
(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明	36
(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供	56
2 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び当該情報の的確な提供	65
(1) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施	65
(2) 事故製品の回収等に関する情報の的確な提供	86

図 表 目 次

1 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

図表 1-1	消費生活用製品等に関する規定等	11
図表 1-2	重大製品事故に関する規定等	12
図表 1-3	製品事故に関する情報の収集に関する規定	14
図表 1-4	非重大製品事故の収集に関する通知	15
図表 1-5	消費者庁設置以降における非重大製品事故報告に関する通知	16
図表 1-6	非重大製品事故情報の機構から消費者庁への通知に関する要請文書	17
図表 1-7	消費者事故等に関する情報の通知に関する規定	18
図表 1-8	消費者事故等に関する規定	20
図表 1-9	重大製品事故報告の受理件数（平成 19 年 5 月 14 日から 22 年 3 月 31 日まで）	22
図表 1-10	事故発生日から重大製品事故報告日までの期間	23
図表 1-11	製品事故の再発状況	23
図表 1-12	事故発生日から事故把握日までの期間	24
図表 1-13	事業者の事故情報入手先別件数（重大製品事故（火災））	25
図表 1-14	重大製品事故の要件（火災）に関する規定等	26
図表 1-15	消防機関の事故把握から事業者の事故把握までの期間	27
図表 1-16	重大製品事故の要件（重傷病（30 日以上）の要治療）に関する規定等	27
図表 1-17	事故把握日から重大製品事故報告日までの期間	28
図表 1-18	事故把握日から重大製品事故認識日までの期間	29
図表 1-19	事業者が重大製品事故と認識するまでに時間を要した主な理由 （複数回答）	29
図表 1-20	重大製品事故認識日から報告日まで 11 日以上要した理由	30
図表 1-21	重大製品事故認識日から報告日まで 11 日以上要した理由 （消費者庁設置以降）	30
図表 1-22	最初の非重大製品事故の把握から報告までに 30 日以上要した事例	31
図表 1-23	非重大製品事故の報告が遅延又は一括して報告した理由（複数回答）	31
図表 1-24	消費者被害に係る事案の取扱いに関する事務連絡	32
図表 1-25	製品火災に係る報告に関する指示	33
図表 1-26	消費者事故等の通知に関する指示	34
図表 1-27	各消防機関が消防庁に報告していない理由 （平成 22 年 6 月 1 日現在）	35
図表 1-28	消防庁が消費者庁に通知していない理由 （平成 22 年 6 月 1 日現在）	35

(2) 製品事故の発生原因の迅速な究明

図表 1-29	製品事故の発生原因の究明に関する規定	41
図表 1-30	製品事故の原因究明に係る機構の業務に関する規定	42
図表 1-31	機構における重大製品事故の原因究明の実施状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）	43
図表 1-32	機構における原因究明期間の目安について	44
図表 1-33	重大製品事故のうち死亡・重傷又は火災に係る機構の原因究明実施期間	45
図表 1-34	機構の新たな事故処理期間に係る目標	46
図表 1-35	機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）	47
図表 1-36	火災案件について機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）	47
図表 1-37	死亡・重傷案件について機構が原因究明に長期間を要した理由（複数回答）	48
図表 1-38	事業者が原因究明に要した日数	48
図表 1-39	事業者が行う原因究明に長期間を要した理由（複数回答）	49
図表 1-40	機構における重大製品事故（30 件）に係る事業者への事実確認の実施状況等	50
図表 1-41	機構と消防機関との連携状況等	53
図表 1-42	各消防機関における機構への情報提供の状況	54
図表 1-43	機構と警察機関との連携に関する通達	55
図表 1-44	各警察機関における機構への情報提供の状況	55

(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供

図表 1-45	製品事故に関する情報の公表に関する規定	60
図表 1-46	重大製品事故情報の公表までのフロー図	61
図表 1-47	消費者安全法に基づく事故情報の公表に関する規定等	62
図表 1-48	重大製品事故の公表件数（平成 19 年 5 月 14 日から 22 年 3 月 31 日まで）	63
図表 1-49	製品事故に関する情報の公表に関する事業者の責務	64
図表 1-50	事業者が報告した重大製品事故情報を公表していない理由（複数回答）	64

2 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施及び当該情報の的確な提供

(1) 事故製品の回収等の迅速かつ的確な実施

図表 2-1	事故製品の回収等に係る規定	70
図表 2-2	消費生活用製品のリコールハンドブック 2007（要旨）	71
図表 2-3	事故製品の回収等に係るフロー図	72
図表 2-4	リコール件数の推移（平成 22 年 3 月 31 日現在）	73
図表 2-5	回収等の開始までの期間	73
図表 2-6	製品の回収等の実施を自ら迅速に決定できなかった例	74

図表 2-7	リコール開始に当たっての取組	76
図表 2-8	回収等までの準備期間に重大製品事故が再発した事例	80
図表 2-9	製品の回収等の実施の決定から開始までに 31 日以上を要した事例	81
図表 2-10	暫定対応として注意喚起等を行った事業者	83
図表 2-11	回収等の告知時期に係る消費者団体及び事業者団体の意見	85

(2) 事故製品の回収等に関する情報の的確な提供

図表 2-12	事故製品の回収等に関して国が行う情報提供に関する規定	89
図表 2-13	事業者が行うリコールのフォローアップ	90
図表 2-14	未対策品において発生した重大製品事故	93
図表 2-15	調査対象製品における回収率の状況（開始年度別）	93
図表 2-16	回収率に差異がみられる原因	94
図表 2-17	回収率を高めるための告知の概況	97
図表 2-18	回収率の向上に有効な取組	99
図表 2-19	資本金別の回収率の状況等	100
図表 2-20	リコール情報の一元的な提供	101
図表 2-21	消費者基本計画におけるリコール情報の提供	107
図表 2-22	長期使用製品安全点検制度に関する規定	108
図表 2-23	長期使用製品安全点検制度の概念図	111
図表 2-24	所有者情報の登録の推進とリコールとの関係	112
図表 2-25	長期使用製品安全点検制度による所有者情報の登録	113